2026年11月12日

各　位

会 社 名　　株式会社SQUEEZE
代表者名　　代表取締役CEO　舘林　真一
（コード番号:558A、東証グロース市場）
問合せ先　　取締役CFO　安養寺　鉄彦
（TEL. 03-6455-4721）

有償ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年11月12日開催の取締役会において、当社代表取締役CEOである舘林真一（以下「割当予定先」といいます。）に対し、以下のとおり、有償ストック・オプション（新株予約権）を発行することについて決議しましたので、お知らせいたします。舘林真一は本件について特別の利害関係を有するため、当該取締役会における本件の審議及び決議には参加しておりません。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価値にて有償で発行するものであり、特に有利な金額ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、割当予定先の個別の投資判断に基づき引受けが行われるものであります。

１．発行の目的及び理由

本新株予約権は、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社代表取締役の意欲及び士気をより一層向上させることを目的として発行するものであります。

本新株予約権は、単なる経営者へのインセンティブの付与ではなく、創業者であり、当社の主要株主でもある当社代表取締役CEO舘林真一が、2030年に向けて当社の非連続な利益成長に長期的にコミットすることを示すものとして、その全量を同氏に割り当てます。舘林真一は、既に大きな持分を保有しておりますが、本新株予約権の引受けにより、さらに追加の経済的リスクを負うこととなります。具体的には、本新株予約権は次の３点を一体として設計しております。

①高い業績目標へのコミットメント：連結調整後EBITDAが20億円以上（2027年12月期乃至2029年12月期）または30億円以上（2027年12月期乃至2030年12月期）とならない限り、（後述の行使義務が生じた場合を除き）行使できません。

②代表取締役自身による株価下落リスクの負担：後述の行使義務により、株価が大きく下落した局面においても、多額の払込みを行って当社株式を取得する義務を負います。

③既存株主の皆様と当社の負担への配慮：本新株予約権は割当予定先が公正価値で有償にて引き受けるものであり、また行使義務を付すことで、割当予定先がリスクを負担する設計としております。

当社は、全社業績に最終的な責任を負う代表取締役に、業績目標の達成によるリターンと株価下落時のリスクの双方を集中して負担させることが、既存株主の皆様との利害の一致を最も明確にする方法であると判断し、代表取締役１名に全量を割り当てることといたしました。

本新株予約権には、業績条件として、2027年12月期乃至2029年12月期のいずれかの事業年度において当社の連結調整後EBITDAが一度でも20億円以上となった場合に、割り当てた本新株予約権の50%を、2027年12月期乃至2030年12月期のいずれかの事業年度において一度でも30億円以上となった場合に100%を、それぞれ行使可能とする条件を付しております。当該目標は、当社の中長期の成長を前提とし、現状の業績水準を大

きく上回る挑戦的な水準として設定しております。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、164,400株であり、2026年10月31日現在の発行済株式総数3,295,100株に対して4.99%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。本新株予約権の行使期間は2028年４月１日からであり、それまでの間に行使されることはありません。また、行使期間の開始後も、上記の業績条件を達成するまで（後述の行使義務が生じた場合を除きます。）行使することはできないため、本新株予約権の発行により直ちに株式の希薄化が生じるものではありません。

また、本新株予約権には、割当日から行使期間の満期日までの間に、当社普通株式の20取引日の終値の平均値が一度でも行使価額の 40%を下回った場合には、上記の業績条件の達成の有無にかかわらず、割当予定先が残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使価額で行使しなければならない旨の行使義務（２．（７）②但書に定める場合を除きます。）を付しております。これにより、割当予定先である当社代表取締役は、当社の株価が下落した局面においても行使価額で当社株式を取得する義務を負うこととなり、株価下落のリスクを既存株主の皆様とともに負担することとなります。行使義務の発動水準を行使価額の40%に設定した理由は、上場後の当社株価の推移及び類似上場会社の株価変動性を考慮のうえ、市場全体の変動など一時的な要因による株価の下落によっては行使義務が生じにくい一方で、当社の事業拡大及び企業価値の増大を目指すうえで、株価水準へのプレッシャーを代表取締役に強く意識させる適切な水準が、現時点の株価の概ね40%程度であると判断したためであります。

当該行使義務の実効性を確保するため、当社は割当予定先との間で、①割当予定先は本新株予約権を自己の意思により放棄することができないこと、②割当予定先は当社または当社の関係会社の役員の地位を喪失した後においても上記の行使義務を負うこと、③当社は「２．発行の概要（９）」に記載の場合を除き、割当予定先から本新株予約権を取得しないこと、を第10回新株予約権総数引受契約書にて確認しております。

２．発行の概要

（１）	新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数	当社代表取締役　　１名　　1,644個
（２）	新株予約権の目的である株式の種類及び数	本新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率 また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。
（３）	新株予約権の総数	1,644個
（４）	新株予約権の払込金額又はその算定方法	本新株予約権１個あたりの発行価額は、100円とする。 なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一定の前提（当社の株価（5,770円）、行使価額（5,770円。割当日の終値とするため、算定上は上記株価と

	同額と仮定)、ボラティリティ（54.82%)、満期までの期間（10年間)、配当利回り（0%)、無リスク利子率（2.759%)、業績条件（２．（７）①に規定している条件)、行使義務（２．（７）②に規定している条件))の下、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該金額と同額に決定したものであり、当社は、当該金額は有利発行に該当しないと判断している。 また、当社監査役会から、本新株予約権の発行価額が割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ている。当該意見は、本新株予約権の発行価額が第三者評価機関の算定した評価額と同額であることを前提に、会社法第238条第３項第２号に定める特に有利な金額に該当せず、本新株予約権の発行が適法であるとするものである。
（５）　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその１株当たりの金額（行使価額）	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、本新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）とする。 なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。 $$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割（または併合）の比率}$$ また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、 次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。 $$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新規発行株式数 \times 1株あたり払込金額}{新規発行前の1株あたりの時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$ なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。
（６）　新株予約権の権利行使期間	本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2028年４月１日から2036年11月27日までとする。
（７）　新株予約権の行使の条件	①　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）及び連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）から計算される調整後EBITDAが、下記（a）または（b）に記載した条件を満たした場合、付与された本新株予約権のうち、各号に掲げる割合（以下、「行使可

	能割合」という。）を上限として本新株予約権を行使することができる。 (a) 2027 年 12 月期乃至 2029 年 12 月期のいずれかの事業年度で、一度でも調整後 EBITDA が 20 億円以上となった場合　行使可能割合：50% (b) 2027 年 12 月期乃至 2030 年 12 月期のいずれかの事業年度で、一度でも調整後 EBITDA が 30 億円以上となった場合　行使可能割合：100% なお、調整後 EBITDA の判定に際しては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）上の減価償却費、のれん償却額、株式報酬費用を加算した額を参照するものとし、当該有価証券報告書が提出された時点からかかる調整後 EBITDA の額が適用される。決算期の変更、国際財務報告基準の適用、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当該数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。 ② 上記にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、金融商品取引所における 20 取引日（当日を含む）の当社普通株式の普通取引終値の平均値が、一度でも行使価額に 40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。 (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合 ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
（8） 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額	① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
（9） 新株予約権の取得の事由及び取得条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(10)	新株予約権の譲渡制限	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
(11)	組織再編行為時における新株予約権の取扱い	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（２）に準じて決定する。 ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（５）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(11)③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。 ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記（６）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（６）に定める行使期間の末日までとする。 ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（８）に準じて決定する。 ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 ⑧ その他新株予約権の行使の条件 上記（７）に準じて決定する。 ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件 上記（９）に準じて決定する。 ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
(12)	新株予約権の割当日	2026年11月27日
(13)	新株予約権証券の発行に関する事項	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
(14)	新株予約権の払込期日	2026年11月27日

以　上